

民生委員・児童委員による
災害時要援護者支援活動に関する指針

【改訂第2版】

全国民生委員児童委員連合会

改訂版発行にあたって

平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生から 2 年 8 か月が経過しました。しかし、被災地における復旧・復興へはなお多くの時間が必要であり、今も大勢の被災者が厳しい環境のなかで避難生活を送っておられます。また、被災者の相談支援にあたっている民生委員・児童委員の皆さんも、自身被災者でありながら、献身的な活動を続けておられます。

東日本大震災以後も、台風・豪雨、竜巻、大雪等、さまざまな自然災害が全国各地で相次いでいます。そうしたなか、本年(平成 25 年)6 月、国は災害対策基本法を改正しました。これは、平常時からの防災対策の強化とともに、発災後、さまざまな支援ニーズを有する被災者へ適時適切な支援が行なわれることをめざした体制整備を進めることを目的としたものです。そのなかでは発災時に自力避難が困難な者について、市町村長にその名簿の作成を義務づけるとともに、警察、消防、民生委員、市町村社協、自主防災組織等、幅広い地域関係者にその名簿を提供し、避難支援の体制整備を図ることとしています。

本会としても、本年 4 月に発行した「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」の改訂版を発行することとなりました。今回の改訂は、上記の災害対策基本法改正と民生委員活動との関係、また昨今の情勢を踏まえたうえでの民生委員・児童委員としての災害時要援護者支援活動の考え方について加筆を行なったものです。

とくに重視した点として、発災後の長期にわたる避難生活における要援護者への支援の確保があげられます。発災時の避難行動をどう支援するかはもちろん重要ですが、その後の長期間にわたる避難生活において、個々の要援護者が必要とする支援ニーズにいかに対応し、その生活を支えることができるかという点が、東日本大震災被災地の経験からも大きな課題となっているのです。そして、避難生活の支援のためには、要援護者の有する生活支援ニーズを平常時から適切に把握しておくことが必要であり、まさに民生委員に期待される役割であると考えられるのです。

さらに今回、要援護者の自助努力、地域住民の互助活動の促進という点も強調しています。そして、その際に役立つ家庭の安全対策、非常時に備えた備蓄や持ち出し用品、服装の備え等、委員自身にとっても有用と考えられる情報を盛り込んでいます。

発災時においてなにより重要であるのは、委員自身、そして家族の安全確保です。その上にたって、無理のない範囲で、無理のない活動を考えていただくことが肝要です。

この「指針」において紹介している内容は、あくまで考えられる取り組みであり、そのすべてに取り組むべきとしているものではありません。地域や民児協の実情に応じて、それぞれの民児協において無理のない範囲で考えていただくようお願い申し上げます。

委員の皆様の安全第一のもと、地域における災害時要援護者の支援体制強化のために本「指針」が役立つことを願ってやみません。

平成 25 年 11 月

全国民生委員児童委員連合会 会長 天野 隆玄

目次

改訂版発行にあたって

第1部 民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動の基本的考え方

1. 東日本大震災等から明らかになった課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 (1) 東日本大震災被災地における委員活動と今後への課題
 ・津波被災地域の民児協の実践記録から明らかとなった課題
 (2) 台風・豪雨災害等、近年の災害被災地の訪問調査から明らかとなったこと
2. 災害対策基本法改正による災害時要援護者支援の強化・・・・・・・・・・5
 (1) 災害時要援護者と「避難行動要支援者」の関係
 (2) 災害時要援護者名簿と「避難行動要支援者名簿」の関係
 (3) 「避難支援等関係者」について
 (4) 民生委員としての協力の考え方とその留意点
3. 民生委員・児童委員による今後の災害時要援護者支援活動の考え方・・・・・・・・12
 (1) 災害時に一人も見逃さないための平常時からの体制づくりを
 (2) 今後の活動を考える基本的視点

第2部 時間経過に即した活動の考え方

- 時間経過に即した活動の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- I 平常時における活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 1. 地域における災害時要援護者の支援ネットワーク構築と協働の促進
 2. 災害時要援護者の把握と関係者の分担による支援体制づくり
 3. 災害時要援護者の自助努力の支援
 4. 地域の防災力向上への協力
 5. 災害に備えた民児協組織内での体制整備
 - II 発災時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
 発災時点の捉え方について
 発災時の対応
 1. 自身と家族の安全確保の徹底
 2. 各委員の安否情報の集約
 3. 要援護者の安否確認や避難支援活動
 4. 避難所開設への協力
 (表)災害種類別の被害等の特徴と警報等

Ⅲ	避難所設置期の対応について	45
	1. 民児協組織の機能回復	
	2. 要援護者の安否確認活動の継続	
	3. 避難所運営への協力および要援護度の高い避難者のニーズ対応	
	4. 在宅での生活を続ける要援護者への支援	
	5. 多様な関係者との連携による支援活動、復旧活動への協力	
Ⅳ	仮設住宅移行後の対応について	53
	1. 仮設住宅入居後の継続的な安否確認や必要な支援の確保	
	2. 発災前のコミュニティの維持や新たなコミュニティの形成による孤立の防止	
	3. 生活の自力再建が困難な被災者に寄り添い、その思いや願いを汲み取る	

【資料編（参考資料）】

1.	東日本大震災における民生委員・児童委員の実践記録	63
	（「民生委員・児童委員の安否確認・見守り活動および避難・復興期の支援活動のあり方調査研究事業報告 概要」）	
2.	被災地への訪問調査結果の概要～被災地民生委員活動からの示唆～	89
3.	災害種類別の避難等関連情報の概要（平成25年11月現在）	105

委員名簿

※敬称略、所属・役職は平成25年11月現在

【災害時要援護者支援活動に関する指針 検討作業委員会】

委員長	藤村文彬	全民児連副会長・地域福祉推進部会長（福岡市）
委員	金子祥子	全民児連評議員（福島県）
同	小西満洲男	同（奈良県）
同	米山昭規	同（鹿児島県）
同	根田秋雄	岩手県社会福祉協議会 地域福祉企画部長
同	蛭江紀雄	広島県廿日市市社会福祉協議会 会長
同	中村美安子	神奈川県立保健福祉大学 准教授
同	桑原英文	一般社団法人コミュニティ・4・チルドレン 代表理事
◎調査研究協力	一般財団法人日本総合研究所	

【全民児連 地域福祉推進部会】

部会長	藤村文彬	全民児連副会長（福岡市）
副部会長	得能金市	全民児連理事・評議員（富山県）
副部会長	丹勝敬	全民児連理事・評議員（愛媛県）
	(全民児連評議員)	
委員	天野禎二	山形県
同	金子祥子	福島県
同	山口政志	栃木県
同	大野トシ子	千葉県
同	小西満洲男	奈良県
同	西森数稔	岡山県
同	米山昭規	鹿児島県
同	原裕子	相模原市
同	田丸泰邦	神戸市
	(ブロック選出委員)	
同	市東和子	東京都
同	石原欽子	大阪府
	(学識経験者)	
同	蛭江紀雄	広島県廿日市市社会福祉協議会 会長、 前広島文教女子大学 教授
同	中村美安子	神奈川県立保健福祉大学 准教授

「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針【改訂第2版】」

全国民生委員児童委員連合会

平成25年11月30日発行

(事務局)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内

TEL 03-3581-6747
